

国内募集型企画旅行取引条件説明書面・契約書面

(旅行業法12条の4による旅行取引条件説明書面および12条の5に定める契約書面の一部となります)

この旅行に参加されるお客様は、水上高原トラベル(水上高原リゾート株式会社)(以下「当社」といいます)と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することに

1.旅行のお申込み方法と契約の成立時期

電話、郵便、ファクシミリ等の通信手段(以下「電話等」)またはホテル来場時に承ります。
旅行契約は当社が予約の承諾をした時点で成立するものとします。

2.旅行のお申込み条件について

①20歳未満の方がご参加の場合は保護者の同意書が必要です。
②身体に障害をお持ちの方で特別の配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。
当社は可能な範囲内これに応じます。なお旅行者からのお申し出に基づき、当社が旅行者のために講じた特別な措置に要する費用は旅行者の負担とします。

3.旅行代金のお支払について

旅行代金は、原則宿泊施設チェックアウト時にお支払いいただきます。

4.旅行代金について

「旅行代金」は、ご予約確認書に記載の金額となります。
「旅行代金」は、「取消料」、「違約料」、「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。

5.旅行契約内容・旅行代金の変更について

①当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合契約内容を変更することがあります。また、その変更に伴い旅行代金を変更することもあります。
②著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運転・料金改定があった場合は、旅行代金を変更することがあります。
増額する場合は、旅行日から起算してさかのぼって15日目よりも当たる日より前に通知します。

6.お客様からの旅行契約の解除について

①お客様はいつでも下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。
②当社の責任とならないローンの取扱以上の事由に基づきお取消しになる場合も、下記取消料をお支払いいただきます。
③お客様のご都合でお申込みの旅行の旅行開始日やコースの変更をされるときは、お客様から契約の解除があったものとして、所定の取消料を申し受けます。
④取消料がかからない場合は
(a)契約内容に「旅程保証」の変更補償金の支払い対象に該当する変更及びその他の重要な変更があったとき。
(b)著しい経済情勢の変化等による運送機関の運賃・料金改定によって旅行代金が増額されたとき。
(c)天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合、旅行の安全かつ円滑な旅行の実施が不可能となり又は、不可能となるおそれが極めて大きいとき。
(d)当社の責に帰すべき事由により当初の日程どおりの旅行実施が不可能になったとき。

7日目～2日目	前日	当日(開始前)	旅行開始後又は未連絡
30%	40%	50%	100%

ネイチャーツアーの日帰りバスツアーは、前日まで無料とさせていただきます。

7.当社からの旅行契約の解除について

①申込み条件の不適合。
②病気、団体行動への支障をきたすとき。
③その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき。

8.最少催行人員

各出発日2名

この場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日より前に旅行中止の通知をいたします。

9.添乗員等

添乗員は、同行いたしません。

10.当社の責任及び免責事項

当社は、当社または手配代行者がお客様に損害を与えたときは損害を賠償いたします。
お荷物に係する賠償限度額は15万円(ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。)また次のような場合は原則として責任を負いません。
お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

11.特別補償

当社は、お客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の自己により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規定により、死亡補償金として国内旅行1,500万円入院見舞金として入院日数により国内旅行2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により国内旅行1万円～5万円、携帯品にかかる損害補償金、15万円を限度(ただし、補償対象品1個又は一対あたり10万円を限度とします。)

12.旅程保証

①当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更(次のa、b、cに掲げる変更は除きます。)が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第10項の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合には、この限りではありません。
a.次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。
ア.旅行日程に支障をもたらす悪天候を含む悪天候を含む天災地変 イ.戦乱 ウ.暴動 エ.官公署の命令 オ.欠航、不通、休業等の運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止 カ.遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供 キ.旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置
b.第6項及び第7項の規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更
c.パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることが出来た場合においては、当社は変更補償金を支払いません。
②当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様1名に対して1募集型企画旅行につき、旅行代金に15%を乗じた額をもって限度とします。またお客様1名に対して1募集型企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。
③当社が、本項①の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社に第10項の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害補償の額とお客様が返還すべき変更補償金の額との相殺した残額を支払います。
④当社は、お客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替え、同等価値以上の物品・サービスの提供をすることがあります。

変更補償金の支払い対象となる変更	一件あたり率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
(1)旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
(2)入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます)その他の旅行の目的地の変更 その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
(3)運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の合計金額が当初の合計額を下回った場合に限りです。)	1.0	2.0
(4)運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
(5)前各号に掲げる変更のうちツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

13.お客様の責任

当社はお客様の故意又は過失により損害を被ったときはお客様から損害の賠償しなければなりません。
お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・業務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行先で速やかに当社又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

14.旅行条件基準日

この旅行は2015年4月1日現在を基準としております。

15.その他

安心してご旅行をしていただくため、お客様自身で国内傷害保険をかけられることをおすすめいたします。
旅行中、お客様の怪我や疾病の発生に伴う諸費用、お客様の故意又は過失により生じた損害等はお客様にご負担いただきます。

16.個人情報の取扱い

当社は、旅行申込みの際にいただいた個人情報について旅行者との間の連絡のために利用させていただき、ほか、旅行者がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービス受領のための手続きに必要な範囲以内で利用させていただきます。
※このほか、当社は商品やツアーのご案内、統計資料の作成に利用させていただく場合があります。
当社は、当社が保有する個人データのうち、氏名、住所、電話番号、又はメールアドレスなどのお客様のご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて利用させていただきます。
◎当社はいかなる場合でも旅行の再実施はいたしません。

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取り引きの責任者です。
旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明がありましたら、ご遠慮なく下記管理者にご質問下さい。

<旅行企画・実施>

水上高原トラベル

群馬県知事登録 旅行業第2-487号
(水上高原リゾート株式会社)
群馬県利根郡みなかみ町藤原6152-1
TEL:0278-75-2314
国内旅行業務取扱管理者 阿部 理香